



割印

事業者



割印

身元引受人



割印

連帯保証人



契印



契印



契印

「指定短期入所生活介護」
「指定介護予防短期入所生活介護」
利用契約書
重要事項説明書

社会福祉法人 溪仁会
介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷

ショートステイセンター

◇◆目次◆◇

第一章 総則

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約期間）
- 第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）
- 第4条（介護保険の基準サービス）
- 第5条（介護保険の基準外サービス）
- 第6条（契約期間と利用期間）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第7条（サービス利用料金の支払い）
- 第8条（利用の中止・変更・追加）
- 第9条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務

- 第10条（事業者及びサービス従事者の義務）
- 第11条（個人情報保護）

第四章 契約者の義務

- 第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第13条（損害賠償責任）
- 第14条（損害賠償がなされない場合）
- 第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章 契約の終了

- 第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第17条（契約者からの中途解約）
- 第18条（契約者からの契約解除）
- 第19条（事業者からの契約解除）
- 第20条（サービス利用にあたっての禁止事項）
- 第21条（清算）

第七章 その他

- 第22条（苦情処理）
- 第23条（身元引受人）
- 第24条（連帯保証人）
- 第25条（協議事項）

ご利用者様 _____ 様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人溪仁会 介護老人福祉施設岩内ふれ愛の郷ショートステイセンター（以下「事業者」という。）は契約者が事業者から提供される短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」とする。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙『介護サービス計画書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
- 6 感染症対策・介護事故防止・褥瘡の防止に対して、マニュアル等にその旨を定めサービスの質の向上を目指します。

第4条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険の基準外サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象外のサービスとして重要事項説明書に定めるサービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は前項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービスとして市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体

系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

- 4 前項の他、契約者は利用期間中の居住費、食費、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月毎に計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者に出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 3 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 4 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、利用終了日に精算するものとします。
- 5 第3項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退居する場合において、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 10 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者及びサービス従事者は、契約者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束^{こうそく}その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じて事業所の規程に準じこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第 11 条（個人情報保護）

- 1 事業者は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該方針や就業規則等の内規を遵守^{じゅんしゆ}することにより、契約者やそのご家族に関する情報を適正に保護します。
- 2 事業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者やそのご家族に関する個人情報については、契約者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 3 あらかじめ文書により契約者やそのご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- 4 事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、サービス従事者の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- 5 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第 22 条の規定を一部準用し迅速^{じんそく}かつ適切な処理に努めます。

第四章 契約者の義務

第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に^{もと}基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が、自立と判定された場合。
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の^{めつしつ}滅失や^{きそん}重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 六 第 17 条から第 19 条に^{もと}基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を^{かんあん}勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の各事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実^{みじつ}の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第 7 条第 2 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが、3 か月以上^{ちた}滞^{たい}し、相当期間を定めた催告^{きいきく}にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 20 条（サービス利用にあたっての禁止事項）

職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

- 2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる 等
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 等

セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る 等

- 3 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。

- 4 その他前各号に準ずる行為。

上記行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

第 21 条（清算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 12 条第 3 項（原状回復^{げんじょう}の義務）その他の条項^{もと}に基づく義務を事業者に対して負担している時は、契約終了日から 1 か月以内に清算するものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（身元引受人）

- 1 事業者は契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人は、契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

第 24 条（連帯保証人）

- 1 事業者は契約者に対し、連帯保証人を求めることがあります。ただし、連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 連帯保証人は、契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように身元引受人と共に協力すること。

第 25 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、身元引受人、連帯保証人、事業者が記名捺印^{なついでん}のうえ、契約者と事業者が各 1 通を保有するものとします。

「指定短期入所生活介護」・「指定介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 事業所番号 0172300253)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所の概要	1～2
2. 居室の概要	2～3
3. 職員の配置状況	3～4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4～11
5. 苦情の受付・対応について	11
6. 事故発生対応について	12
7. 高齢者虐待防止について	12

1. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・平成24年4月1日指定・北海道
指定介護予防短期入所生活介護・平成24年4月1日指定・北海道
※ 当事業所は介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷に併設されています。
- (2) 事業所の名称 介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷 ショートステイセンター
- (3) 事業所の所在地 北海道岩内郡岩内町字 69 番地の 4
- (4) 電話番号 0135-62-3131

(5) 施設長(管理者) 氏名 神 謙一郎

(6) 当事業所の理念

私たちは、

利用者様に、信頼され誠実であり、必要とされる施設でありたい。

地域社会に、信頼され誠実であり、必要とされる施設でありたい。

職員に、信頼され誠実であり、必要とされる施設でありたい。

(7) 当事業所の運営方針

- 1) 利用者様の生活環境の強化
- 2) 家族・地域の方々、そして行政との連携強化
- 3) 人財基盤の強化
- 4) 経営基盤の強化
- 5) 職員が働きやすい職場づくりの強化

(8) 開設年月 平成 24 年 4 月 1 日

(9) 入居定員 10 名

(10) 設置法人

・法人名 社会福祉法人 溪仁会

・法人所在地 札幌市中央区円山西町 4 丁目 3 番 20 号

・電話番号 011-640-6767

・代表者氏名 理事長 谷内 好

2. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	6 室	従来型個室
2 人部屋	2 室	多床室
合計	8 室	
食堂	1 室	
機能訓練コーナー	1 室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	1 室	特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所に^{ひつと}必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利

用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

- ☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとしてします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚、当事業所は介護老人福祉施設の併設事業所となっており、施設との一体運営を義務付けられていることから、それに見合った職員の配置となっています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準^{じゅんしゆ}を遵守しています。

職種	人数	指定基準
① 施設長（管理者）	1名（常勤）	1名
② 医師	1名（嘱託）	必要数
③ 看護職員	5名（常勤・常勤兼務・非常勤）	2名
④ 介護職員	26名（常勤・常勤兼務・非常勤）	16名
⑤ 生活相談員	3名（常勤兼務）	1名
⑥ 管理栄養士	1名（常勤）	1名
⑦ 栄養士	0名（常勤）	
⑧ 機能訓練指導員	1名（常勤）	1名
⑨ 介護支援専門員	3名（非常勤・常勤兼務）	1名

※介護老人福祉施設職員を兼務する。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
① 医師	定期回診及び緊急時対応
② 介護職員	1 勤：7：00～15：30
	2 勤：10：30～19：00
	遅勤：12：00～20：30
	夜勤：16：00～9：00
	A 勤：7：30～20：30 までの間で 4 時間
	日勤：8：30～17：30
	契約・パート職員は契約時間に準ずる
③ 看護職員	日勤：8：30～17：30
④ 生活相談員	日勤：8：30～17：30
⑤ 介護支援専門員	日勤：8：30～17：30

☆ 土・日曜日・国民の祝日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|------------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|------------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。場合に応じて、居室や希望する場所で食事をとっていただくこともあります。

（食事時間）※場合に応じて延食等の対応も可能です。

朝食： 8：00 ～ 9：00

昼食：12：00 ～ 13：00

夕食：17：00 ～ 18：00

② 入浴

- ・ 入浴または清拭^{せいしつき}を週 2 回以上行います。
- ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床^{りしじょう}に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・ 口腔機能^{こうくう}の維持や全身の健康状態の維持を目的として毎日、口腔ケア^{こうくう}を実施します

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

I 指定短期入所生活介護

(1) 基本料金・食費・居住費用（1日あたり）

【1】 従来型個室

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 本単位数	596 単位/日	665 単位/日	737 単位/日	806 単位/日	874 単位/日
②1日あたりの 利用料（円）	5,960 円/日	6,650 円/日	7,370 円/日	8,060 円/日	8,740 円/日
③1日あたりの 自己負担額（円）	596 円/日	665 円/日	737 円/日	806 円/日	874 円/日
④居室に係る 自己負担額（円）	1,171 円/日				
⑤食事に係る 自己負担額（円）	1,630 円/日				
自己負担額合計 （③+④+⑤）	3,397 円/日	3,466 円/日	3,538 円/日	3,607 円/日	3,675 円/日

【2】 多床室

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 本単位数	596 単位/日	665 単位/日	737 単位/日	806 単位/日	874 単位/日
②1日あたりの 利用料（円）	5,960 円/日	6,650 円/日	7,370 円/日	8,060 円/日	8,740 円/日
③1日あたりの 自己負担額（円）	596 円/日	665 円/日	737 円/日	806 円/日	874 円/日
④居室に係る 自己負担額（円）	855 円/日				
⑥ 事に係る 自己負担額（円）	1,630 円/日				
自己負担額合計 （③+④+⑤）	3,081 円/日	3,150 円/日	3,222 円/日	3,291 円/日	3,359 円/日

※上記の表は負担割合1割、負担限度額4段階で計算しています。

(2) 加算料金等

- ① 体制加算：事業所のサービス体制（人員配置等）により、基本料金に加えて一律にご負担いただきます。

	加算名	単位数	1日（1か月）あたりの利用料（円）	1日（1か月）あたりの自己負担額（円）
1	サービス提供体制加算Ⅲ	6 単位/日	60 円/日	6 円/日
	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上			
2	夜勤職員配置加算Ⅰ	13 単位/日	130 円/日	13 円/日
	夜勤時間帯（午後 10 時～翌日の午前 5 時）を含めた連続する 16 時間の職員配置状況により算定			
3	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数×8.3%	総利用料×8.3%	総自己負担額×8.3%
	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			
4	介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数×2.7%	総利用料×2.7%	総自己負担額×2.7%
	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			
5	介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅰ）	総単位数×1.6%	総利用料×1.6%	総自己負担額×1.6%
	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			
6	看護体制加算Ⅰ	4 単位/日	40 円/日	4 円/日
	常勤の看護師を 1 名以上配置している			

- ② 個別加算：介護保険法の規定により、ご利用者の状態あるいは必要に応じて、基本料金に加えて個別にご負担いただきます。

	加算名	単位数	1日（1か月）あたりの利用料（円）	1日（1か月）あたりの自己負担額（円）
1	療養食加算	24 単位/日 (8 単位/回)	240 円/日	8～24 円/日
	医師の食事箋 <small>（しよくじせん）</small> に基づく肝臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合にご負担いただきます。			
2	送迎加算	184 単位/日	1,840 円/日	184 円/日
	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合にご負担いただきます。			
3	若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	1,200 円/日	120 円/日
	若年性認知症入所者を受け入れた場合においてご負担いただきます。			
4	生活機能向上連携加算	200 単位/月	2,000 円/月	200 円/月
	外部の専門職が介護老人福祉施設の職員と共同で個別の機能訓練計画書を作成する。当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施する。			
5	医療連携強化加算	58 単位/日	580 円/日	58 円/日
	厚生労働大臣が指定した症状のある利用者様を定期的に巡視し、急変時等の取り決め			

	を主治医と行なっている場合において、対象の御利用者様にご負担いただきます。			
6	緊急短期入所受入加算	90 単位/日	900 円/日	90 円/日
	御利用者様を緊急に受け入れた場合に、当該ご利用者様にご負担いただきます。			
7	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 単位/日 (最大 7 日間)	2,000 円/日	200 円/日
	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期生活介護が必要と医師が認めた場合			

II 指定介護予防短期入所生活介護

(1) 基本料金・食費・居住費用（1日あたり）

【1】従来型個室

	要支援 1	要支援 2
① 基本単位数	446 単位/日	555 単位/日
② 1日あたりの利用料（円）	4,460 円/日	5,550 円/日
③ 1日あたりの自己負担額（円）	446 円/日	555 円/日
④ 室に係る自己負担額（円）	1,171 円/日	
⑤ 事に係る自己負担額（円）	1,630 円/日	
自己負担額合計 (③+④+⑤)	3,247 円/日	3,356 円/日

【2】多床室

	要支援 1	要支援 2
① 基本単位数	446 位/日	555 単位/日
② 1日あたりの利用料（円）	4,460 円/日	5,550 円/日
③ 1日あたりの自己負担額（円）	446/日	555 円/日
④ 室に係る自己負担額（円）	855 円/日	

⑤ 事に係る自己負担額（円）	1,630 円/日	
自己負担額合計 (③+④+⑤)	2,931 円/日	3,040 円/日

※上記の表は**負担割合1割、負担限度額4段階**で計算しています。

(2) 加算料金等

① 体制加算：事業所のサービス体制（人員配置等）により、基本料金に加えて一律にご負担いただきます。

	加算名	単位数	1日（1か月）あたりの利用料（円）	1日（1か月）あたりの自己負担額（円）
1	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位/日	60 円/日	6 円/日
	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上			
2	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数×8.3%	総利用料×8.3%	総自己負担額×8.3%
	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			
3	介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数×2.7%	総利用料×2.7%	総自己負担額×2.7%
	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			
4	介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅰ）	総単位数×1.6%	総利用料×1.6%	総自己負担額×1.6%
	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして事業所に算定			

② 個別加算：介護保険法の規定により、ご利用者の状態により、基本料金に加えて個別にご負担いただきます。

	加算名	単位数	1日（1か月）あたりの利用料（円）	1日（1か月）あたりの自己負担額（円）
1	療養食加算	24 単位/日 (8 単位/回)	240 円/日	8～24 円/日
	医師の食事箋 <small>しょくじせん</small> に基づく肝臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合にご負担いただきます。			
2	送迎加算	184 単位/日	1,840 円/日	184 円/日
	心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合にご負担いただきます。			
3	若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	1,200 円/日	120 円/日
	若年性認知症入所者を受け入れた場合においてご負担いただきます。			
4	医療連携強化加算	58 単位/日	580 円/日	58 円/日
	厚生労働大臣が指定した症状のある利用者様を定期的に巡視し、急変時等の取り決めを主治医と行なっている場合において、対象の御利用者様にご負担いただきます。			

5	認知症行動・心理症状	200 単位/日	2,000 円/日	200 円/日
	緊急対応加算	(最大 7 日間)		
認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期生活介護が必要と医師が認めた場合				

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担限度額とします。

◇ 当事業所の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、事業所利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 理髪・美容（※営業日、時間並びに料金内訳は変更になる場合があります。）

- ・ 営業日 第 4 日曜（要予約） ・ 営業時間 施設職員よりご確認ください。
- ・ 料金内訳 カット 1,900 円～

② レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動及びクラブ活動に参加していただくことができます。 ☆その時々々の活動内容によっては実費をご負担いただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を説明の上、実費相当額を負担いただく場合があります。

尚、オムツ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④ 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎に要する交通費

通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎に要する交通費は、次の額を徴収する。

- ・ 事業所から片道 50 キロメートル未満 2,000 円
- ・ 事業所から片道 50 キロメートル以上 3,000 円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、ご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

①	窓口での現金支払い
②	指定口座への振込み 北海道銀行 岩内支店 普通預金 0661520 しゃかいふくしほうじん けいじんかい かいごろうじんふくしせつ 社会福祉法人 溪仁会 介護老人福祉施設 いわない あい さと りじちよう たにうち よしみ 岩内ふれ愛の郷 理事長 谷内 好
③	金融機関からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

① 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

③ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付・対応について（契約書第 22 条参照）

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談下さい。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。また、施設内意見箱（正面玄関に設置）での受付も致しておりますのでご利用下さい。

- (1) 苦情解決責任者 神 謙一郎（施設長）
苦情受付担当者 佐藤 孝志（生活相談員）
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30 電話番号 0135-62-3131
- (2) 第三者委員
奥田 龍人（連絡先：011-717-6001）
大能 文昭（連絡先：011-281-6113）
- (3) 苦情対応手順
- ① 苦情を受けた場合は、直ちにその内容を「苦情受付書」に記載し、管理者（苦情解決責任者）に報告します。
- ② 管理者は苦情内容を確認し、内部により即時対応できる場合は迅速に処理を行います。
- ③ 対応内容は状況に応じて、利用者・ご家族・関係人等に十分な説明・管理者による謝罪・再発防止策の文書による提示・損害賠償・その他・できる限りの誠意を持って対応致します。
- ④ 対応結果についても「苦情受付書」等に記載し、再発防止に役立てます。
- (4) 行政機関その他苦情受付機関
1. 北海道福祉サービス運営適正化委員会 011-204-6310
 2. 北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161（苦情担当）
 3. 岩内町役場 0135-62-1011（保健福祉課介護保険担当）

6. 事故発生対応について

サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、下記のとおり対応を行います。

- ① 事故が発生した場合は、管理者は速やかに利用者の家族、身元引受人等関係者、主治医、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡の上必要な措置を講じる。
- ② その事故が当事業所の過失に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。
- ③ 事故内容・対応結果については、「事故発生報告書」に記載し、再発防止に役立てます。

7. 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ② 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ③ 施設サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ④ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、従業者が、ご利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者	私は、本書面の契約内容を確認し、本契約を申し込みます。		
	住 所		
	電話番号		
	氏 名		
			印

身元引受人	私は、本書面の契約内容を確認し、本契約を申し込みます。		
	住 所		
	電話番号		
	氏 名		続柄
			印

連帯保証人	私は、本書面の契約内容を確認し、本契約を申し込みます。		
	住 所		
	電話番号		
	氏 名		続柄
			印

事業者	当事業者は、本書面の契約内容について契約者・身元引受人・連帯保証人へ説明しました。当事業所は、契約者の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。		
	住 所	北海道岩内郡岩内町字野東 69 番地の 4	
	名 称	社会福祉法人 溪仁会 介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷 ショートステイセンター	
	代表者	施設長 神 謙一郎	印
	説明者	生活相談員 佐藤 孝志	印